

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律を踏まえた対応措置等の概要について (法律第7条第1項に規定する説明資料)

平成22年5月17日
大分県農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という。)に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

(第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要)

1. 金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針 (概要)

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文については、別紙のとおり。平成22年1月14日にJAおおいたホームページにもあわせて公表しております。

(第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要)

2. 借入条件の変更等に関するお申込に対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 理事長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当常務を「金融円滑化管理責任者」、本店金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、本店金融部へ報告することとしております。
- (4) 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

(第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要)

3. 借入条件の変更等に関する苦情相談等に対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談窓口を金融部署に設置しているほか、各支店においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融部署に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに本店金融部に連絡をし、本店金融部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。
(※苦情および相談窓口については別添資料をご参照ください。)

(第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要)

4. 借入条件変更を行なった中小企業(農業者)のお客様の事業の改善・再生支援を適切に行なうため、以下の体制を整備しております。

- (1) 条件変更を行った中小事業者の経営状況の継続的把握および経営改善指導を行う体制について 金融円滑化責任部署(または、金融円滑化協議会等)を中心に、各支店の金融円滑化担当者と営農部門と連携を図りながら、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 条件変更を有無に関わらず金融機関としてのコンサルティング機能発揮について農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) (1) (2) の機能発揮のための研修等人材育成について経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第4条および第5条に基づく措置の実施状況について、平成21年12月末から平成25年3月末までの借入条件変更等の受付実績についてそれぞれお知らせいたします。

法第4条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末		平成23年 6月末		平成23年 9月末		平成23年 12月末		平成24年 3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	19	830	71	2,734	73	2,736	73	2,736	100	3,478	106	3,596	107	3,695	114	4,199	127	4,323	129	4,390
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	37	1,476	48	2,150	50	2,178	51	2,181	60	2,218	63	2,300	71	2,513	76	2,549	85	2,896
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	4	46	4	46	4	46	4	46	4	46	4	46	4	46	4	46	7	64
うち、審査中の貸付債権の額	18	816	16	803	5	60	1	1	22	251	19	332	16	250	11	533	18	543	3	78
うち、取下げに係る貸付債権の額	1	13	14	407	16	478	18	510	23	998	23	998	24	1,097	28	1,106	29	1,183	34	1,351
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	0	0	11	115	11	115	12	119	13	122	22	159	22	159	22	159	25	191	31	237
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	2	29	2	29	2	29	2	29	2	29	2	29	2	29	2	29	2	29

	平成24年 6月末		平成24年 9月末		平成24年 12月末		平成25年 3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	130	4,393	130	4,393	133	4,426	137	4,487
うち、実行に係る貸付債権の額	87	2,964	88	2,967	90	2,979	93	3,012
うち、謝絶に係る貸付債権の額	7	64	7	64	7	64	7	64
うち、審査中の貸付債権の額	2	13	1	10	2	31	2	48
うち、取下げに係る貸付債権の額	34	1,351	34	1,351	34	1,351	35	1,361
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	31	237	32	240	34	258	35	264
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	2	29	2	29	2	29	2	29

法第5条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末		平成23年 6月末		平成23年 9月末		平成23年 12月末		平成24年 3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	4	55	8	111	8	111	8	111	12	168	16	211	17	216	18	235	21	269	23	305
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	3	51	3	51	4	73	5	84	8	113	11	140	13	164	15	183	15	183
うち、謝絶に係る貸付債権の額	1	12	2	27	2	27	2	27	2	27	2	27	2	27	3	45	5	81	5	81
うち、審査中の貸付債権の額	3	43	3	32	3	32	2	10	4	51	5	65	3	43	1	20	0	0	2	35
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4

	平成24年 6月末		平成24年 9月末		平成24年 12月末		平成25年 3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	23	305	24	308	24	308	26	334
うち、実行に係る貸付債権の額	16	197	17	219	17	219	19	245
うち、謝絶に係る貸付債権の額	5	81	6	84	6	84	6	84
うち、審査中の貸付債権の額	1	21	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	1	4	1	4	1	4	1	4

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。